

## 福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱

制定	平成28年12月20日	28農振第4856号
一部改正	平成30年3月27日	29農振第7475号
一部改正	平成31年3月22日	30農振第7283号
一部改正	令和3年4月13日	3農振第 25号

### (趣旨)

第1条 知事は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担う中山間地域の農林業において、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進するため、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号農林水産省生産局長通知、及び令和3年1月28日付け2農振第2613号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村等に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び交付率)

第2条 知事は、実施要綱第2の2に定める事業実施主体のうち都道府県を除く事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う実施要領第2の1に定める事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で市町村に対して交付金を交付する。  
ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員となっているもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体は補助の対象としない。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

### (流用の禁止)

第3条 別表の区分欄に掲げる1から5までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

### (交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする市町村長は、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 市町村の長は、前項の交付申請を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税仕

入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 5 条 第 4 条に基づく交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうへ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、その旨を市町村の長へ通知するものとする。

（交付決定前の着手）

第 7 条 市町村の長は、原則として前条の通知を受けた後に交付事業に着手するものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

2 交付決定前着手届の様式は、実施要領第 8 の 2 に基づくものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 市町村の長は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 9 条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金変更等承認申請書（様式第 3 号。以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表に掲げる軽微な変更を除く。

(2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（概算払）

第 10 条 市町村の長は、交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金概算払請求書（様式第 4 号。以下「概算払請求書」という。）を知

事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(状況報告)

第 11 条 市町村の長は、交付事業に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第 4 / 四半期を除く。）の末日現在において、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金遂行状況報告書（様式第 5 号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月 20 日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

(交付事業が完了しない場合の手続等)

第 12 条 市町村の長は、交付事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 市町村の長は、交付事業を完了したときは、交付事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金実績報告書（様式第 6 号。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書に該当する市町村の長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書きに該当する市町村の長は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した市町村の長については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金消費税仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、市町村の長は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、第 8 条又は第 9 条第 1 項第 2 号の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、実施要綱、実施要領、本要綱、若しくは法令、実施要綱、実施要領、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第 15 条 規則第 10 条に規定する帳簿及び証拠書類を、交付事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第 16 条 この要綱の規定により市町村の長が知事に提出する書類は、所轄農林事務所長を経由して、正副 2 部提出しなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第 17 条 市町村長は間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 4 条第 2 項から第 16 条まで（第 6 条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。また、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第 2 号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月13日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

区 分	事業実施主体	採択基準	交付金交付の対象となる経費	補助率	軽微な変更	摘 要
<p>所得向上推進事業                      (1)マーケット調査                      (2)消費者動向調査                      (3)生産・加工・流通・販売                      現状分析                      (4)生産・販売戦略の検討                      (5)所得確保計画の作成                      (6)計画の実践</p>	<p>市町村                      地域協議会                      農業者団体等</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすものとする。                      1 実施要綱第2の3の(1)～(2)に該当していること。                      2 計画区域内の受益者が、農業者2者以上であり、かつ可能な限り区域内の認定農業者を含めるよう努めること。                      3 実施主体が農業者団体等にあつては、事業実施区域の存する市町村の指導、助言を踏まえた上で事業実施計画を作成すること。</p>	<p>実施要綱第2の1に基づいて行う事業に係る事業の実施に要する経費</p>	<p>定額助成                      (上限500万円/地区)</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更                      1 事業費の増減                      (ただし、交付金額の変更を伴わない場合を除く)                      2 事業実施主体の変更</p>	

様式第1号（第4条関係）

年度福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第4条の規定に基づき、金 円 の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容(又は実績)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付事業に要する経費 (又は交付事業に要した経費)	負 担 区 分			備 考
		県 費	市町村費	その他	
所得向上推進事業	円	円	円	円	
合 計					

(注1) 様式の申請者名の欄にある「印」は押印を義務付けるものではなく、押印がなくても署名があれば受け付けるものである。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日（又は完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度 予算額 <small>（又は本年度精算額）</small>	前年度 予算額 <small>（又は本年度予算額）</small>	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県 費 2 市町村費 3 その他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度 予算額 <small>（又は本年度精算額）</small>	前年度 予算額 <small>（又は本年度予算額）</small>	比 較 増 減		備 考
			増	減	
所得向上推進事業	円	円	円	円	
合 計					

（事業実施主体が市町村の場合）

予算議決（又は予算議決予定）

年 月 日

6 添付書類

市町村長が間接交付事業者に交付金を交付する場合にあっては、交付金の交付に関する規程又は要綱



様式第2号（第6条第2項第2号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第3号（第9条関係）

年度福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第9条第1項の規定に基づき〔金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）（注2）〕申請する。

記（注3）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと。

（注3）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注4）様式の申請者名の欄にある「印」は押印を義務付けるものではなく、押印がなくても署名があれば受け付けるものである。

様式第4号（第10条関係）

年度福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第10条の規定により、金 円を概算払により交付されたく請求する。

また、併せて、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第11条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

年 月 日現在

区 分	交付事業に 要する経費 A	交付金額 ①	既受領額 ②	遂行状況報告		今回請求額		残 高 ① - (② + ④)	備 考
				事 業 費 C=A×B	〇月〇日迄 の出来高 B	金 額 ④ ≤ ① × ③ - ②	〇月〇日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	%	円	
合 計									

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業着手年月日： 年 月 日

事業完了予定年月日： 年 月 日

様式第5号（第11条関係）

年度福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第11条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	交付事業に要する経費 A	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費 C=A×B	出来高比率 B	事業費 A-C	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

(注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業着手年月日： 年 月 日

様式第6号（第13条第1項関係）

年度福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第13条第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金 円の交付を請求する。）

記

（注）1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

様式第7号（第13条第3項関係）

年度福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金について、福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の額の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した  
消費税仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合には、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、  
その状況を記載

[ ]

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料